

[様式 9 - 1]

## 福祉サービス等第三者評価結果

## 総合評価

受診施設名	相愛保育園	施設種別	保育所 (旧体系 : )
評価機関名	特定非営利活動法人 きょうと福祉ネットワーク「一期一会」		

平成29年 3月27日

総 評	<p>相愛保育園は、昭和24年に婦人会が中心となって始めた保育を前身として、昭和29年に前理事長が個人資産を用いて保育園の運営を開始されました。昭和54年に社会福祉法人取得後、定員を増員させ、平成5年には新しく園舎を改装して現在（定員120名）に至っています。また、舞鶴市や地域のニーズに応え、障害児保育、延長保育、一時保育、子育てサポートを行っています。</p> <p>設立当時の思いは「人間形成を確立する重要な仕事であることを自覚し、母親にも勝る愛情で子供の最善の利益を考える。」という理念として現在も受け継がれています。</p> <p>日常の保育では、海に近い舞鶴市の地域性から、子どもたちを水難事故から守ることを目的としてスイミングや着衣水泳体験を保育に取り入れています。園庭には果物（柿やブドウ）の木や野菜を栽培して、それを収穫しておやつや行事食に取り入れています。また、「保健ニュース新聞」を年間購読されており、ポスターを子どもや保護者の目につくように廊下に掲示して子どもにわかりやすく説明するなど保育の中で活用されていました。</p> <p>年長児の保育としては、日本太鼓やマーチングを取り入れて、地域のお祭りやセレモニーなどに参加し、子どもたちに伝統行事や社会的体験ができる機会を設けることで、人間性を大切にしながら豊かな心を育む保育となっていました。また、一日一話の読み聞かせは約30年間続いており、こうした取り組みは、保育理念、保育方針を具現化した実践として高く評価できます。</p> <p>保護者からの伝達事項はパソコンソフトに記録し、職員間で適宜情報共有を行い、子供たちの様子も帰宅時には保護者に伝えられるように図られていました。</p> <p>保護者との関係づくりにおいては、給食参観（年少以上）、お誕生日参観や夕涼み会等を通じて交流を図るとともに、園からの便りは園だより、クラス便り、給食便りと3種類あり、年間の事業方針をはじめ行事案内や季節ごとのお知らせをわかりやすく記載し、伝えるための工夫がなされていました。</p> <p>運営面は、保育理念、方針、目標に基づき保育課程が策定されていました。年3回実施される理事長と職員のヒアリングでの意見や、行事ごとに実施される保護者アンケートの意見が反映されていました。</p> <p>理事長、園長、職員が一体となって、保護者が安心して子供を預けられる環境づくりに努めていました。</p> <p>一方で、「文書管理規定」はありますが、更新されておらず、膨大なパソコンデータがある中、その管理方法や持ち出し・廃棄の規定もありませんでした。また、マニュアル等も整備されていましたが、古いままで更新がされていなかったものもあり、見直しをされることを望みます。</p> <p>今後もさらに舞鶴市における子育て支援の拠点として子どもたちの笑顔があふれる、質の高い保育実践を行っていかれることを期待します。</p>
-----	---

<p>特に良かった点(※)</p>	<p>I-2-(2) ①保育課程が保育理念・保育方針・保育目標に基づき、さらに地域の実態や保護者の移行等を考慮して編成されている。 保育課程は、保育理念・基本方針、保育指針に基づいて策定されました。また、策定に当たってはクラス懇談会等での保護者からの意見を反映していました。</p> <p>II-3-(1) ①利用者と地域とのかかわりを大切にしている。 地域との交流を広げるため、祭りや夕涼み会等を開催していました。また、日本太鼓やマーチングに力を入れており、舞鶴港のセレモニーなど地域の要請に積極的に応えるなど地域とのかかわりを大切にしました。</p> <p>IV-1-(3) ⑤さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。 幼児はクレヨンや紙などを自由に使用できるようにしていました。約30年間毎日、昼食後に読み聞かせの時間を設けており、子どもが物語に触れ、想像性を働かせる機会をつくっていました。また、太鼓やマーチングなど、身体を使った表現遊びを取り入れています。</p> <p>IV-2-(1) ②家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。 保育実践に加えて記録の量は膨大である中、「全職員の共有化」「記録の効率化」「記録の圧縮化等」に向けて、独自のソフト（宮崎県「よいこのもり幼保連携型認定こども園」）を取り入れていました。また、子ども一人ひとりの発達状況や保育目標及び保育の実践が連動できるように網羅されていました。</p>
<p>特に改善が望まれる点(※)</p>	<p>1-3-(1) ②遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。 年度初めの職員会議において就業規則の読み合わせ等を行い、遵守すべき法令等の理解に努めていたが関係法令のリスト化はされていませんでした。保育分野に限らず、食品衛生に関すること、防災や環境への配慮など様々な法律がかかわってきます。ぜひリスト化されることを望みます。</p> <p>II-2-(4) ①実習生の受け入れに対する基本的な姿勢を明確にし体制を整備している。 実習生の受け入れマニュアルを整備されていました。また、保育者の後継者育成という理念を持ち積極的に受け入れを行っていました。しかし、養成校と覚書を交わすなどの責任体制は明確化されていませんでした。今後、受け入れの際に養成校と協議をして覚書を交わされることを検討されてはいかがでしょうか。</p> <p>III-2-(1) ②定期的に自己評価を行い、その結果と課題を職員間で共有し、改善に向けた取り組みを行っている。 職員は、「保育士の自己点検・自己評価のためのチェックリスト」により定期的な自己評価を行っていました。しかし、保育所全体として行う自己評価の取組が行われていませんでした。自己評価の基準を作成し年に1回は行うことを期待します。</p>

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。